

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案」への意見（4つの論点について）

**【論点1】** 法律によらず、本告示により、東京都の特別区に所在する大学等の収容定員増抑制、新規設置の規制を行うことは、国の認可裁量権の範囲を超え、法律による行政の原則に反するのではないか。

（意見1） 大学にとっては、特別区におけるキャンパス展開、学生の学びの場の保障、定員増による経営方針など教育を受ける権利、学問の自由、経済的自由が規制される。国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、一定の認可裁量はあるものの、東京23区の地域に限り、このような抑制策を法律ではなく告示で実施することは、行政の裁量権の範囲を超えるものではないか。

**【論点2】** 全国の大学生のうち、東京23区的大学生が18%である。このことをもって、過度な集中と評価できるのか。

（意見1） 全国の大学生の18%が東京23区の大学に就学しているが、18%が「過度」な集中とは評価できない。

また、「過度」と評価できる根拠もない。例えば、日本全国の人口のおよそ3割近くを占める1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）が東京23区への通学圏であると考えた場合、18%は過度とまで言えるのか。

（意見2） 「過度」な集中と評価するならば、日本全体の地域的に最適な大学生のバランスとはどのようなものなのか、また、東京23区の適切な大学生の割合はどのようなものか、国としての目標値はあるのか示す必要がある。

**【論点3】** 東京一極集中解消、地方創生の目的と大学新增設抑制という規制手段との間には合理的関連性がないのではないか。

（意見1） 東京一極集中の解消（目的）には、地方の創生（手段）が肝要である（合理的関連性）。地方創生の本筋は、地方の活性化であり、地方の雇用創出、地方大学の魅力の向上である。本目的達成の手段として、東京23区の大学新增設抑制を行うことは、目的と手段を取り違えるものであり、合理的関連性が見出し得ない。

（意見2） 2002年に廃止された「工場等制限法」において、過去、同様に東京圏や関西圏の大学新設・増設などを制限したが、人口増加時代においても大都市の発展抑制、国土の均衡ある発展政策は、効を奏していなかったのではないか。同様の政策が東京一極集中の解消、地方創生に効果があるのか、「工場

等制限法」廃止理由との整合性、同様の施策をあえて実施する積極的な理由を提示する必要がある。

【論点4】 東京23区を一体的に規制対象にすることは、個別の区の事情を考慮していないのではないか。

(意見1) 23区の中でも大学の集中する区と墨田区のように大学、短期大学が存しない区もある。このような事情を考慮せず、一律23区全体に規制をかける措置は合理的配慮に欠けている。

(意見2) 墨田区は、「大学のあるまちづくり」を行政運営の重要施策として位置づけ、区議会、区民とともに大学誘致に取り組んできた。今回の告示案は、これまでの地方自治体の取組を制限するものであり、地方の課題を地方が責任をもって解決することを保障する地方自治の本旨に反するものである。

(意見3) 本告示は、東京23区の意見を聴取することなく、一方的な行政行為により、東京23区の「大学のあるまちづくり」施策を抑制するものである。憲法第95条は、地方自治の本旨を具体化するために、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定めている。この憲法上の理念に鑑みれば、本告示のみならず、今後予定されている法案についても、各区の意見を十分聴取し、合意形成を図るべきである。

(意見4) 墨田区は、大学誘致に向けて構想策定、既存施設の解体及び用地整備、誘致大学公募手続などを進め、墨田区への進出意欲が高く、実現可能性がある大学、法人の誘致を結実させようとしている。今回の告示は、これまでの区取組、計画、区民の期待を水泡に帰させることとなる。